

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：宮代町ハザードマップ)

当町は関東平野のほぼ中央部にあり、北西から南東に細長く、東西 6.3Km 南北 6.7Km の面積を有している。

また古利根川の右岸にあり大宮台地の一支台と慈恩寺台地の東部縁部部に位置する。

過去には昭和 22 年 9 月のカスリーン台風により、多くの住宅が浸水し、農地に大きな被害をもたらした。

最近では令和元年台風 19 号により町内で浸水被害が発生している。

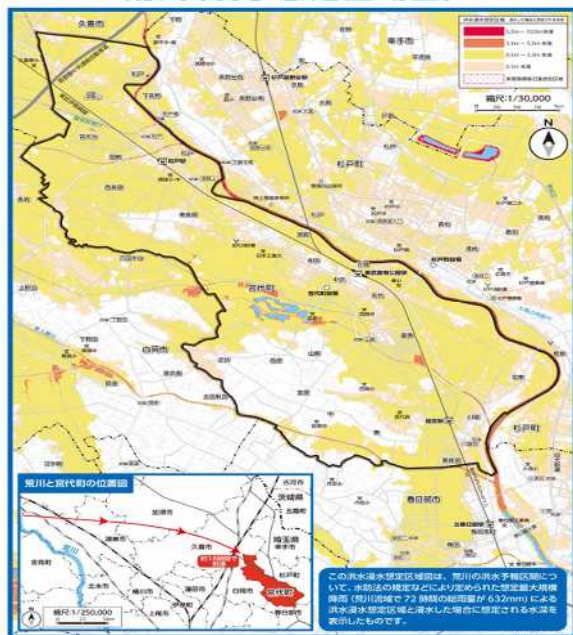
町内の被害状況は次のとおりである。

- ・家屋浸水被害 34 件
- ・道路冠水 9 か所
- ・倒木 1 か所
- ・避難所開設 10 か所 (須賀小学校体育館、東小学校体育館、百間小学校体育館、進修館、百間中学校体育館、前原中学校体育館、総合運動公園、和戸公民館、百間公民館、川端公民館)
- ・避難者数合計 169 人

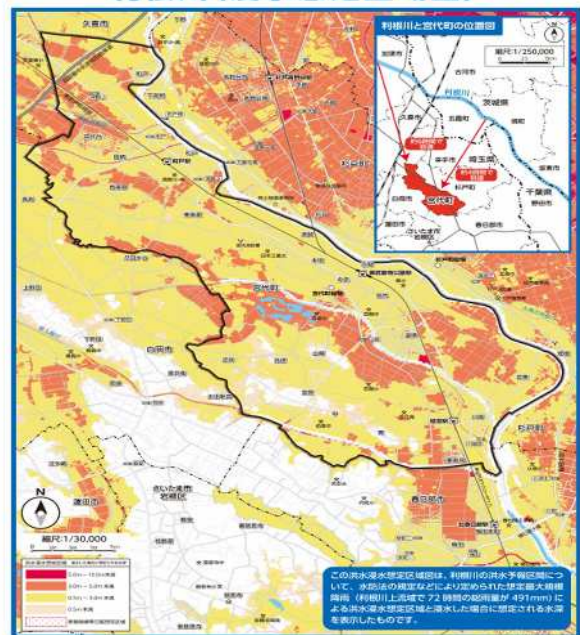
今後は河川の氾濫とともに、集中豪雨による内水被害も考えられる。

令和 4 年 6 月作成の宮代町のハザードマップによれば、一級河川の利根川と荒川が氾濫した場合の浸水想定区域は以下の通りとなる。

荒川(浸水想定区域図)



利根川(浸水想定区域図)

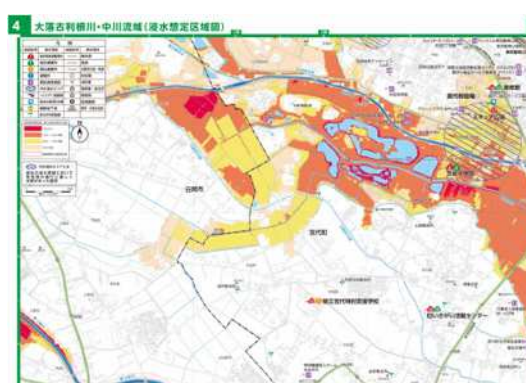
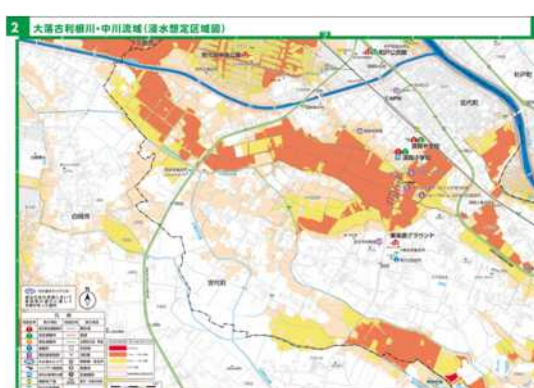


荒川流域では、72時間の総雨量が632mmの降雨の場合の洪水浸水想定区域と水深だが宮代町では全体で3m未満の浸水が予想される。

利根川では上流域で72時間の総雨量が491mmの降雨の場合の洪水浸水想定区域と水深だが、宮代全体で3mの浸水、その中で町内1/3程度は5mの浸水が予想される。

また宮代町ハザードマップには、町により近い大落古利根川・中川流域の浸水想定区域図を地区別に作成している。

下記の浸水想定区域図を見ると、町内一体で概ね2m以下の浸水だが、一部東武動物公園周辺や総合運動公園付近で2mを超す浸水が予想されている。



(地震：宮代町ハザードマップ)

過去の主な地震災害としては関東大震災があげられ、建物被害のみならず、死傷者もでた。近年では平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震で、町内で震度6弱を観測した。この地震で民家の破損 421件、塀の倒壊・亀裂・傾斜 23件、橋梁の亀裂等 4件、河川の傾斜・隆起 5件、道路の亀裂・隆起・陥没等 32件、電柱の被害 3件の被害が生じた。また帰宅困難者を250名避難所に収容した。

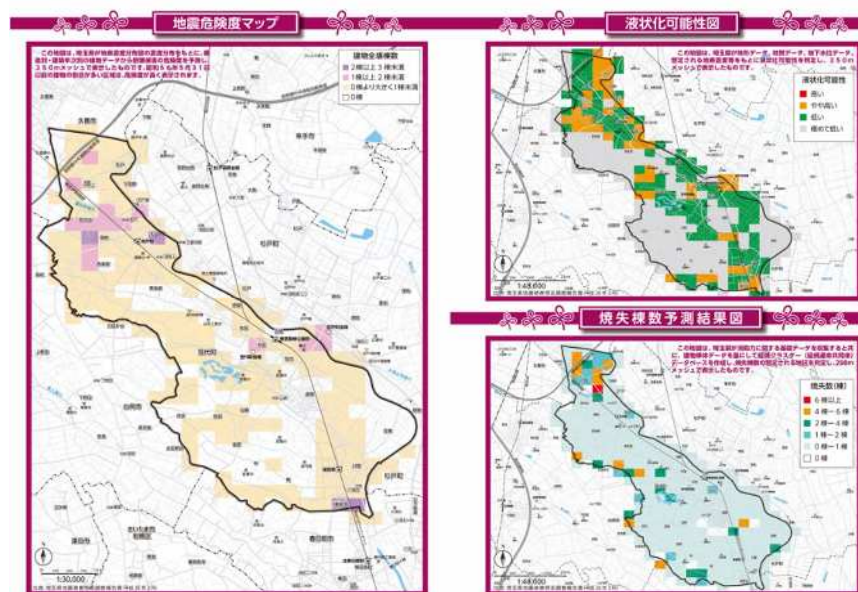
埼玉県では東北地方太平洋沖地震を受けて、平成24、25年度に地震被害想定調査を実施し、当町での最大震度は、震度6と予想される。

想定地震は下記の通りとなる。

◆想定地震一覧

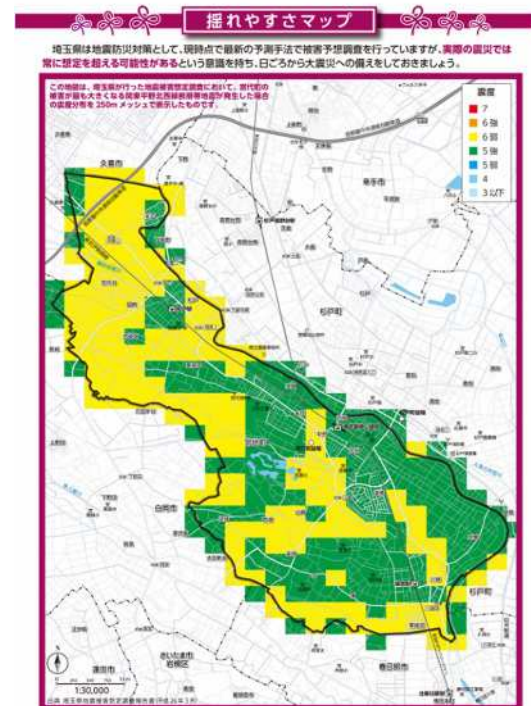
想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード	宮代町での最大震度	地震調査研究推進本部による長期評価
東京湾北部地震	東京湾北部を震源とする海溝型地震	M7.3	5強	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
茨城県南部地震	茨城県南部を震源とする海溝型地震	M7.3	6弱	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
元禄型関東地震	相模湾～房総沖を震源とする海溝型地震。過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定	M8.2	5強	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
関東平野北西縁断層帯地震	深谷断層と綾瀬川断層を関東平野北西縁断層帯という一体の断層帯として想定した直下型地震	M8.1	6弱	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
立川断層帯地震	立川断層帯を震源とする直下型地震	M7.4	5弱	今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

また同調査では、関東平野北勢縁断層帯地震が発生した場合の震度分布と危険度マップ、液状化可能性図、焼失棟数予測結果図は下記の通りとなっている。



この資料によると、当町全体として震度５強から震度６弱の揺れが予測されている。

建物倒壊の恐れはやや久喜市よりにみられ、液状化の可能性はそれほど高くないことが見て取れる。宮代町は都心に通勤している住民も多く、災害時には、帰宅困難者となりうることも想定される。



(その他)

宮代町は都心から約50Kmと通勤圏内であるが、農あるまちづくりをコンセプトとし、比較的low層な住宅がおおく、災害時に中高層住宅の被害は特に少ないと想定される。

(感染症)

2020年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症だが、国民の大部分が免疫を持っておらず、全国的に急速に広がった。

宮代町でも2020年2月から新型コロナウイルスに関する対策本部会議が開催され、国内情勢や感染拡大に合わせ対策を検討している。

今後も新しい感染症が蔓延することにより、町民の生命や健康が脅かされる危険と経済活動がストップすることによる資金面での損失、そして個人の生活への不安など、予測される影響は大きいと考えられる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 844社（令和3年経済センサス）
- ・うち、小規模事業者数 728社（令和3年経済センサス）

【商工業者の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス 業	その他	合計
121	61	28	151	103	345	35	844

（出店：令和3年経済センサス）

【事業所の立地状況等】

- ・建設業：町内に広く分散している。
- ・製造業：事業所は少ないが、町内に分散している。
- ・卸売業：中心市街地及び駅周辺に多い。
- ・小売業：中心市街地及び駅周辺に多い。
- ・飲食・サービス業：中心市街地及び駅周辺に多い。
- ・その他：中心市街地及び駅周辺に多い。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

ア) 防災計画

当町では、令和4年12月にハザードマップを改訂、マイタイムラインを掲載し、災害発生前から発生後までの行動計画を立てるよう住民に促している。
また宮代町地域防災計画を策定している。

イ) 防災訓練の実施

災害時の初期消火、避難、応急復旧、救助などの対応について、自治会や消防団などを中心に地域の特性に応じた実践的な防災訓練の実施を促進している。

ウ) 防災備品の備蓄

町民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し、情報伝達を行うとともに、協定を締結している店舗に対しても、物資調達の準備を要請できる体制準備を推進している。

2) 当会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画策定の普及啓発
- ・ビジネス総合保険（全国連）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）と連携した災害共済への加入促進
- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品（テント、バケツ、簡易トイレ、水、非常食等）の完備
- ・感染症の発生時に感染防止対策の周知、各種補助金・給付金の情報提供、公的融資の斡旋
- ・役職員に対する安否システムの導入、訓練

II 課題

- ・管内事業者に対する支援の強化

管内事業者に災害リスクの認識が薄く、災害時の事業継続に関する知識が少ない。
事業継続計画や事業継続力強化計画を策定している事業者は少数である。

- ・商工会の支援体制

事業者に対して、事業継続計画の周知にとどまっており、各事業所に個別対応が取れていない。
保険、共済の知識がある職員が限定されている。

III 目標

- ・管内事業者に対する支援強化

管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
事業継続計画や事業継続力強化計画の策定事業者の拡大に努める。
新型の感染症発生時には、事業者に対する速やかに情報提供ができるようにするために宮代町と連携した体制を作る。

- ・商工会の支援体制

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
BCP や事業継続力強化計画策定の研修に職員を派遣し、知識やノウハウの習得を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）[✓]

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担と連携体制を整理し、以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・ 平成21年に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、宮代町ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所での自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険【商工会ビジネス総合保険】・共済加入等）について説明を行う。
- ・ 商工会報や宮代町広報、宮代町及び宮代町商工会ホームページ、定期的な配布物等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症はいつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 宮代町商工会は令和4年7月「危機管理マニュアル」（BCP）作成。
令和6年11月改正（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 地域内事業所と一定の契約実績のある「埼玉県火災共済協同組合」と連携し、災害保険の啓蒙・普及推進を図り、小規模事業者のBCP計画策定を推進する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。
- ・ 感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策とし

て各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・宮代町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、宮代町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6弱の地震や水害）が発生したと仮定し、宮代町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・新型感染症が発生し、感染拡大が起こったと仮定し、WEB上で打合せや会議の開催ができるよう準備する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宮代町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
下記のように職員の居住地により災害発生時において、1～2名は出勤できるものと想定する。

【職員居住地一覧】

	白岡市	蓮田市	さいたま市	県外
4 名	1 名	1 名	1 名	1 名
通勤距離 (概算)	8km	10km	16km	13km
通勤手段	車	バイク	車	車
所要時間	20 分	25 分	40 分	35 分

- ・おおまかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 1 0 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0 . 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

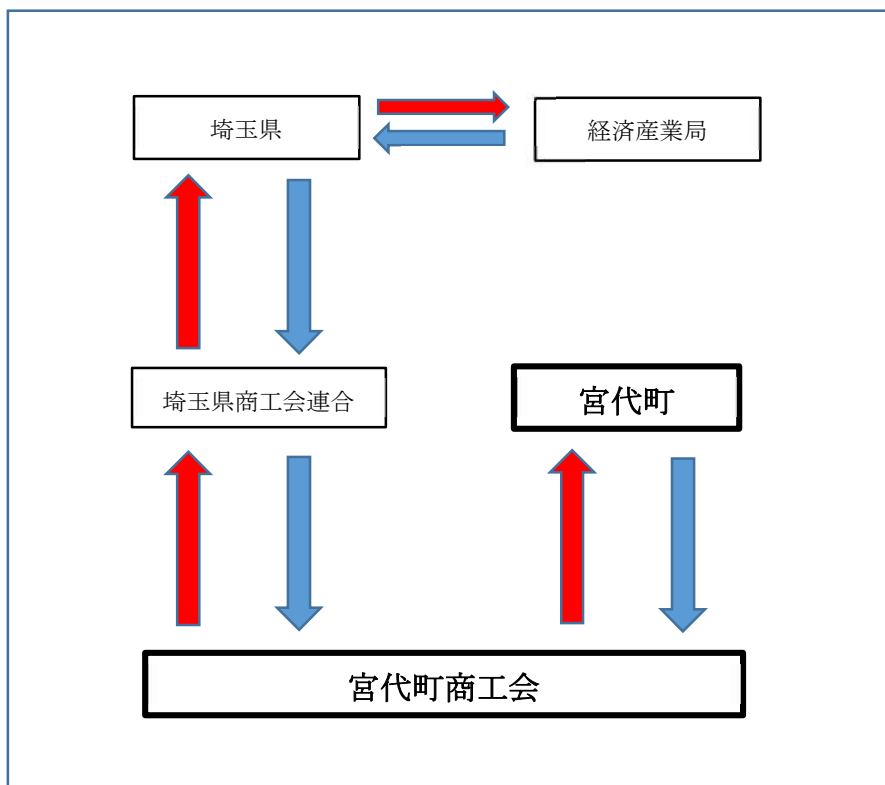
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

- ・当町で取りまとめた「宮代町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。当会では、25名の役員および105名からなる地区総代制を敷いている。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動方法について取り決めるを行う。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（被害総額、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法により当会より埼玉県商工会連合会を通じて埼玉県に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて当会より埼玉県に報告する。

【連絡体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、宮代町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策の迅速な提供と受付体制の整備を行う。(国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。)
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

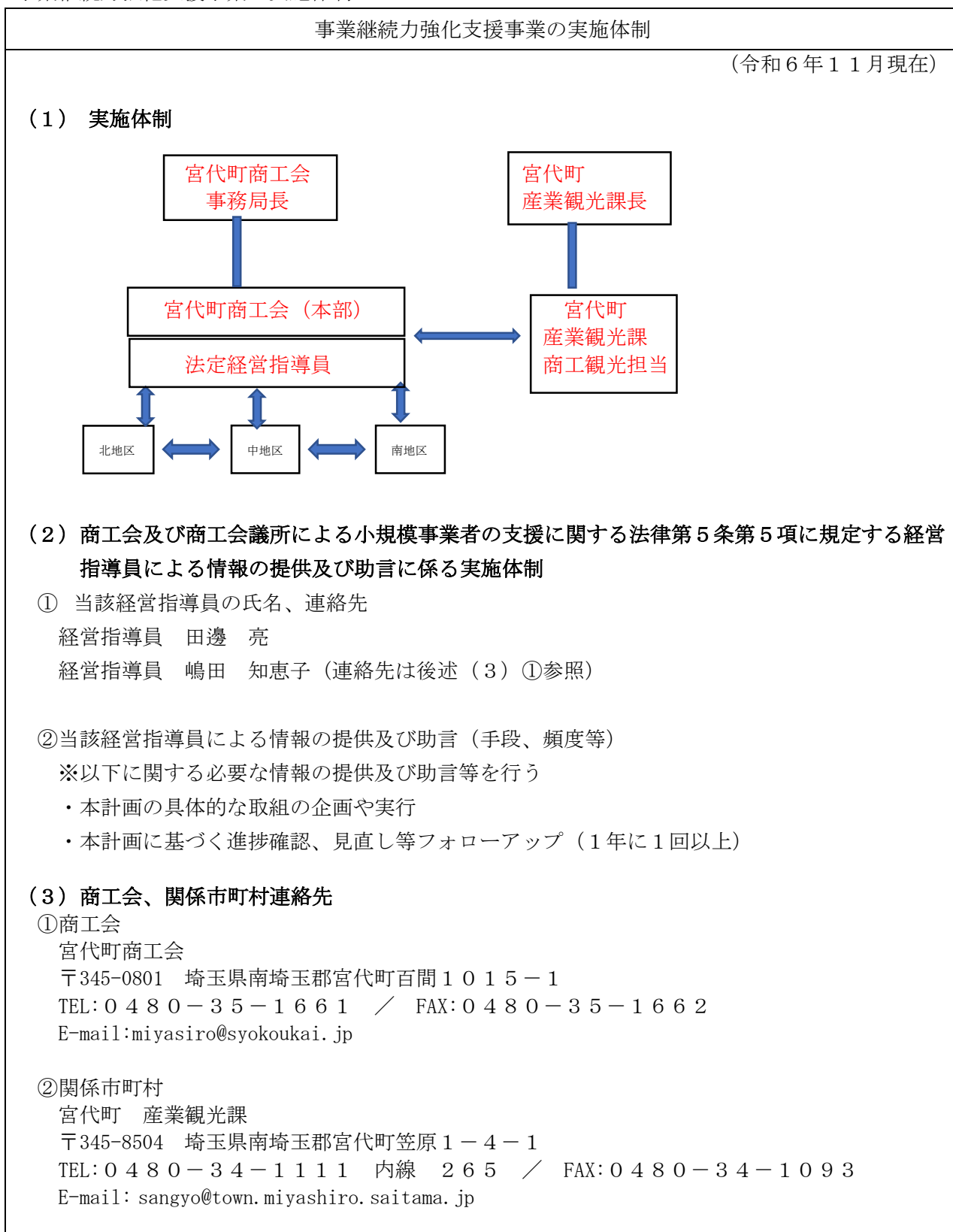
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣の要請等を埼玉県等と協議する。
- ・災害からの復旧を図るため、資金調達等の経営相談については、法定経営指導員等が対応する。
- ・救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	10	10	10	10	10
通信運搬費	75	75	75	75	75
消耗品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宮代町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5 大宮ソニックシティビル 7 階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ① 小規模事業者に関する災害リスク、BCP 策定の周知
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成
連携体制図等
小規模事業者 事前対策・発生後の対策 応急対応支援・復興支援 宮代町商工会 宮代町 埼玉県商工会連合会 連携 ①小規模事業者に関する災害リスク、BCP 策定の周知